

鳥取県告示第568号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成21年9月8日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

事業者の名称又は 氏名	指定に係る事業所 の名称	指定に係る事業所の 所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社さくら 代表取締役 前田 幸緒	ヘルパーステーシ ョン さくら	鳥取市西品治780－ 2	平成21年9月1日	介護予防訪問介護